

監査規程

平成 24 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人エレクトロニクス実装学会（以下、「本学会」という。）の収支、財産及び業務の執行について適正かつ効率的な運営を確保するための監査を行うことに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(監査の実施)

第 2 条 監事は、理事会に出席するとともに理事から聴取し、また、監事が必要と認める監査手続きを実施する。

2 監事は、監査の結果について監査報告書を作成し、会長および理事会に報告しなければならない。その場合において、業務の改善又は是正が必要であると認めるときは、その旨意見を付する。

3 会長は前項の規程により報告を受けた時は、速やかに必要な措置を行うとともに、その結果を監事に報告しなければならない。

(重要事項の報告)

第 3 条 本学会において業務上重要な事項が発生したときは、会長はすみやかに監事に報告しなければならない。

(会議への出席)

第 4 条 監事は、本学会において必要な会議に出席して意見を述べることができる。

(改 廃)

第 5 条 この規程の改廃は、監事が協議の上行う。

2 監事は、この規程の改廃を行ったときは、すみやかに会長および理事会に通知するものとする。

附則

この規程は、移行認可をうけ、移行の登記の日から施行する。